

よなごの国保

国民健康保険料の料率等についてお知らせします

平成30年度の国民健康保険の保険料率は、前年度から据え置きとなり下記のとおりです。
ただし、基礎賦課額（医療分）の賦課限度額が4万円引き上げとなりました。

国民健康保険料の決定通知書・納入通知書は7月中旬にお送りします

	基礎賦課額(医療分) 【全員が対象】	後期高齢者支援金等 賦課額【全員が対象】	介護納付金賦課額 【40歳～64歳の方】
所得割額 【前年中の総所得金額等から 33万円控除した額の】	7.83%	2.30%	2.29%
資産割額 【土地・家屋にかかる当該年 度の固定資産税額の】	16.40%	9.60%	9.60%
均等割額 【被保険者1人につき】	23,600円	8,000円	9,500円
平等割額 【1世帯につき】	23,200円	7,500円	5,100円
賦課限度額	58万円	19万円	16万円

○<基礎賦課額><後期高齢者支援金等賦課額><介護納付金賦課額>の合計金額が1年間の国民健康保険料となります。年度の中途に加入又は脱退の場合は、月割となります。

○総所得金額等とは、公的年金などの雑所得、事業所得、給与所得、譲渡所得などの合計額をいいます。

※非課税年金である遺族年金、障害年金は除きます。

※譲渡所得は特別控除後の金額を用います。

国民健康保険料は安心・便利な口座振替をおすすめしています！

米子市保険課 Tel (0859) 23-5121 (高額療養費等) 23-5124 (納付相談等)
23-5122 (保険証、後期高齢者医療等) 23-5407 (人間ドック等)

平成30年5月1日

国民健康保険料の軽減について

世帯（世帯主、被保険者、特定同一世帯所属者）の人数と所得状況に応じて、世帯の総所得金額等がそれぞれの区分以下の場合に、均等割額と平等割額について各割合が軽減されます。

《5割軽減、2割軽減の拡充》

軽減判定所得について、世帯人数に乘じる額を5割軽減は27万5千円（平成29年度は27万円）、2割軽減は50万円（同49万円）に引き上げ、軽減の範囲を拡充しています。

軽減割合	対象となる世帯の総所得金額等の区分
7割軽減	33万円以下の世帯
5割軽減	33万円+ <u>27万5千円</u> ×（被保険者数+特定同一世帯所属者数）以下の世帯
2割軽減	33万円+ <u>50万円</u> ×（被保険者数+特定同一世帯所属者数）以下の世帯

※65歳以上の方の年金収入については、「年金収入－（120万円+15万円）」が軽減の判定をするための所得になります。

※特定同一世帯所属者とは国保から後期高齢者医療制度の被保険者になった方で、以後世帯主が変わることなく継続してその世帯にいる方のことです。

※軽減判定の計算では保険料の計算とは違い、専従者控除はおこなわれず、専従者給与は事業所得に繰り戻されます。専従者の給与はないものとして取り扱われます。また、譲渡所得の特別控除は適用されません。

後期高齢者医療保険料の料率等についてお知らせします

後期高齢者医療制度の保険料率は、鳥取県後期高齢者医療広域連合において2年ごとに見直しをしています。その結果、平成30・31年度の保険料率は、前年度から据え置きとなり下記のとおりです。

ただし、賦課限度額が5万円引き上げとなりました。

後期高齢者医療保険料の決定通知書・納入通知書は7月中旬にお送りします

所得割額

（前年中の総所得金額等－基礎控除額33万円）× 8.07%

+

均等割額

1人当たりの額
42,480円

=

年間の保険料

100円未満は切り捨てます。
（賦課限度額62万円）

○年度の中途に加入又は脱退の場合は、月割となります。

○総所得金額等とは、公的年金などの雑所得、事業所得、給与所得、譲渡所得などの合計額をいいます。

※非課税年金である遺族年金、障害年金は除きます。

※譲渡所得は特別控除後の金額を用います。

後期高齢者医療保険料の軽減について

世帯の所得に応じて均等割額が軽減されます。

《5割軽減、2割軽減の拡充》

軽減判定所得について、世帯人数に乘じる額を5割軽減は27万5千円（平成29年度は27万円）、2割軽減は50万円（同49万円）に引き上げ、軽減の範囲を拡充しています。

①均等割額の軽減

軽減割合	世帯の総所得（収入）金額等（世帯主と被保険者により判定）	軽減後の均等割額
9割軽減	【基礎控除額（33万円）を超えない世帯のうち、被保険者全員が年金収入80万円以下（その他各種所得がない）】の世帯	4,248円
8.5割軽減	【基礎控除額（33万円）】を超えない世帯のうち、9割軽減に該当しない世帯	6,372円
5割軽減	【基礎控除額（33万円）+ <u>27万5千円</u> ×世帯の被保険者数】を超えない世帯	21,240円
2割軽減	【基礎控除額（33万円）+ <u>50万円</u> ×世帯の被保険者数】を超えない世帯	33,984円

※年金収入の場合は、「年金収入－（120万円＋15万円）」が軽減の判定をするための所得になります。

※軽減判定の計算では保険料の計算とは違い、専従者控除はおこなわれず、専従者給与は事業所得に繰り戻されます。専従者の給与はないものとして取り扱われます。また、譲渡所得の特別控除は適用されません。

②所得割額の軽減措置の廃止

所得割額を負担する方のうち、賦課のもととなる所得金額（基礎控除後の総所得金額等）が58万円以下の方に適用されていた所得割額の軽減措置は、今年度から廃止されました。

③被扶養者であった方の軽減措置

後期高齢者医療制度に加入する前日に被用者保険（健康保険組合や共済組合など）の被扶養者だった方は、所得割額はかからず、均等割額が5割軽減されます。

ただし、平成31年度からは、資格取得後2年を過ぎた方の均等割額の軽減措置が廃止されます。

ご注意ください

不審な電話や還付金詐欺事件が多発しています！

市職員などを名乗り、医療費や国民健康保険料などの還付があるとだまし、銀行などのATM（現金自動預け払い機）から現金を送金させようとする事例が多数発生しています。

◎還付金の支払をATMで行うことは絶対にありません。

◎このような不審な電話がありましたら、まずは保険課までお問い合わせください。

国民健康保険制度の改正について

平成30年4月から市町村（米子市）と鳥取県で国民健康保険制度を運営しております。

国民健康保険の窓口業務（資格管理、保険料率の決定、保険料の賦課・徴収、保険給付の決定・支給、保健事業など）については、今までと変わらず引き続き米子市が行っております。

被保険者証は、次回の一斉更新分（平成30年7月中旬頃のお届け）から、都道府県名が表記されるなど様式が変更となります。

なお、平成30年7月以降に窓口において交付する被保険者証も様式が変更となります。

また、今回の改正により、鳥取県内の市町村間で引っ越しした場合、引っ越し前と同じ世帯であると認められるときは、高額療養費の支払回数のカウントが通算され、加入者の負担が軽減されます。

詳しくは、保険課までお尋ねください。

国民健康保険への加入・脱退届出を忘れずに

就職や退職などで健康保険が変わった方は、国民健康保険への加入や脱退の届出が必要です。

国民健康保険への加入や脱退の手続きは勤務先などではできませんので、ご自身での手続きが必要です。保険課、又は淀江支所地域生活課へ届出を忘れないようご注意ください。

	加入するとき	脱退するとき
対象	<ul style="list-style-type: none">退職して勤務先などの健康保険を脱退したとき健康保険の被扶養者から外れたとき など	<ul style="list-style-type: none">就職して勤務先の健康保険に加入したとき健康保険の被扶養者になったとき など
必要なもの	<ul style="list-style-type: none">健康保険の資格喪失証明書個人番号カードまたは通知カード本人確認書類（運転免許証等）	<ul style="list-style-type: none">勤務先で交付された保険証国民健康保険被保険者証個人番号カードまたは通知カード本人確認書類（運転免許証など）

※国民健康保険への加入の届出が遅れた場合にも、資格を得た月までさかのぼって国民健康保険料が賦課されます。また、国民健康保険からの脱退の届出をしない限り、職場の健康保険に加入していても国民健康保険料は賦課されます。

職場の健康保険に加入したときは必ず届出を！